

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月31日

火曜日

号外(24)

目次

富山県国民保護対策本部訓令 富山県緊急対処事態対策本部

○富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令 1

富山県災害対策本部訓令

○富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令 2

訓令

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和2年3月31日

富山県国民保護対策本部長

富山県緊急対処事態対策本部長

富山県知事 石井 隆一

富山県国民保護対策本部 富山県緊急対処事態対策本部 訓令第1号

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する

規程〔平成18年富山県国民保護対策本部訓令第1号富山県緊急対処事態対策本部〕の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公営企業管理者」の次に「、政策監」を加える。

別表第1の1の表中

総合政策部
総合政策局
長
総合政策局
次長、企画
調整室長及
び地域振興
・中山間対
策室長

を

総合政策部
総合政策局
長
総合政策局
次長、企画
調整室長及
び地方創生
・中山間対
策室長

に、

応援1班
地域振興・中山
間対策室課長
地域振興・中山
間対策室員

を

応援1班
地方創生・中山
間対策室課長
地方創生・中山
間対策室員

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(防災・危機管理課)

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和2年3月31日

富山県災害対策本部長

富山県知事 石 井 隆 一

富山県災害対策本部訓令第1号

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和46年富山県災害対策本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「公営企業管理者」の次に「、政策監」を加える。

別表1中 「

総合政策部
（総合政策局長
総合政策局次長、
企画調整室長及び
地域振興・中山間
対策室長

」 を 「

総合政策部
（総合政策局長
総合政策局次長、
企画調整室長及び
地方創生・中山間
対策室長

」 に、

「

応援1班
（地域振興・中山間対策室課長）
（地域振興・中山間対策室員）

」 を 「

応援1班
（地方創生・中山間対策室課長）
（地方創生・中山間対策室員）

」 に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(防災・危機管理課)

